

令和元年度 佐賀県高等学校定時制通信制体育大会 開催基準要項

1. 趣 旨 本大会は、高等学校教育の一環として定時制通信制高等学校生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、技能の向上とスポーツ精神の高揚を図り、心身ともに健全な高等学校生徒を育成するとともに、定時制通信制高等学校生徒の相互の親睦を図ろうとするものである。
2. 名 称 令和元年度 佐賀県高等学校定時制通信制体育大会
3. 主 催 佐賀県高等学校体育連盟 佐賀県教育委員会
4. 後 援 佐賀県高等学校定時制通信制教育振興会 各種目競技団体
5. 主 管 佐賀県高等学校定時制通信制体育大会実行委員会 各種目競技専門部
6. 大会の開催 大会の時期は6月とし、各競技日数は1日間を越えないことを原則とする。また、天候、災害その他特殊事情の場合は、大会本部と別途協議する。
7. 開 会 式 (1) 総合開会式は、原則として佐賀市で大会初日の午前中に行うものとする。
(2) 大会出場校は、総合開会式に参加するものとする。
(3) 原則として種目ごとに開始式を行うものとする。
(4) 閉会式は種目ごとに行うものとする。
8. 会 場 種目ごとに定通部専門部で協議し、理事会で決定する。
9. 大会参加資格 (1) 選手は、学校教育法第1条に規定する高等学校に在籍する生徒であること。
(2) 選手は、佐賀県高等学校体育連盟に加盟している生徒であること。
(3) 選手は、同一競技には3年制課程の場合は3回、4年制課程の場合は4回出場することができる。但し、学年の区分を設けない課程に在籍する生徒の場合は、同一競技4回限りとする。なお、原級留置その他諸事情により同一学年において2年連続または3年連続出場する場合も出場回数は規定通りとする。
(4) 年齢制限はなし
(5) 当該年度の佐賀県高等学校総合体育大会(各競技団体が定める高校生以上を対象とした全国大会も含む)出場者及び出場校は除く。
(6) チームの編成においては、全国高体連定時制通信制部の規定する「全国高等学校定時制通信制大会開催基準要項」に準ずる。(定時制課程・通信制課程の生徒による混成チームは認めない。)なお、合同チーム編成も認めない。
(7) 広域通信制に在籍する生徒は、佐賀県高等学校体育連盟に別に定める規定により加盟していること。

- (8) 外国人留学生については、全国高体連の規定する「全国高等学校総合体育大会開催基準要項」に準ずる。
- (9) 独立行政法人日本スポーツ振興センターへ加入していること。
- (10) その他、参加に関して特別な許可が必要となる場合は、必ず佐賀県高体連理事会において承認されなければならない。
- (11) 競技種目別参加資格規定を満たしている生徒であること。
- (12) 参加する生徒は、あらかじめ健康診断を受け、在学する学校長の出場許可を得た者に限る。
- (13) その他は大会開催申し合わせ事項による。
- (14) 大会参加資格の別途に定める規定

*以下の条件を具備すること。

① 大会参加を認める条件

- ア 全国・佐賀県高等学校定時制通信制体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
- イ 各学校にあつては、佐賀県高等学校定時制通信制体育連盟の県大会から出場が認められ、全国大会への出場条件が満たされていること。
- ウ 各学校にあつては、部活動が教育活動の一環として、日常継続的に責任ある顧問の指導のもとに適切に行われていること。

② 大会参加に際し守るべき条件

- ア 全国・佐賀県高等学校定時制通信制体育大会開催基準要項を遵守し、競技種目申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。また、大会に関する話し合いには必ず参加をすること。
- イ 大会参加に際しては、学校職員が引率するとともに万一の事故の発生に備えて、万全の事故対策を講じておくこと。

10. 引率・監督
について

- (1) 引率責任者は、下記のとおりする。
 - ・ 団体の場合は、校長が認める当該学校の職員とする。
 - ・ 個人の場合は、校長の認める学校の職員とする。
さらに、宿泊を伴う場合は、教諭、講師とする。
宿泊を伴わない場合は、教諭、講師及びそれ以外の学校職員（当該部活動の指導を常時行っている）とする。
- (2) 監督、コーチは下記のとおりする。
 - ・ 校長が認める学校職員および外部指導者とする。
 - ・ 外部指導者は県高体連に登録し、スポーツ安全保険等に参加すること。

11. 表彰

- (1) 団体（学校対抗）は、男女とも3位までを表彰する。
- (2) 個人は男女とも3位まで表彰する。

12. 参加

- (1) 各学校は、種目ごとに定められた申込書様式を3部作成し、1部を学校控え、他の2部を全種目一括して佐賀県高等学校体育連盟の定時制通信制専門部事務局に提出する。

(2) 参加申込期日は、令和元年5月17日(金)とする。

13. 組 合 せ 団体戦の組合せは、各専門委員会で抽選により決定する。但し、シード校各専門委員会で決定する。
14. 大会役員及び競技役員 大会役員及び競技役員の委嘱は、佐賀県高等学校体育連盟の定時制通信制専門部事務局が作成した委嘱状により、各競技専門部で行う。
15. 競 技 要 領
- (1) 学校対抗とする。
 - (2) 全国高等学校定時制通信制体育大会の予選を兼ねる。
 - (3) 専門部で運営できない競技については、競技団体との合同開催ができる。
16. 個人情報及び肖像権に関する取り扱い
- (1) 参加申込書によるに記載された個人情報の取り扱い
 - ア 大会プログラムに記載される。
 - イ 競技会場内でアナウンスなどにより紹介されることがある。
 - (2) 競技結果(記録)の取り扱い
 - ア 認められた報道機関により、新聞・雑誌及びホームページ等で公開されることがある。
 - イ 大会プログラム掲載の個人情報とともに専門部事務局が作成する大会報告書に掲載される。
 - ウ 新記録、優勝及び上位入賞結果(記録)等は、次年度以降の大会プログラムに掲載されることがある。
 - (3) 肖像権に関する取り扱い
 - ア 認められた報道機関が撮影した写真が、新聞・雑誌・大会報告及び関連ホームページ等で公開されることがある。
 - イ この他、全国高等学校体育連盟定時制通信制部の許可にもとづき、記念写真等が関係者に販売されることがある。
 - (4) 佐賀県高等学校体育連盟定時制通信制部としての対応について
 - ア 取得した個人情報を上記利用目的以外に使用することはない。
 - イ 参加申込書の提出により、上記取り扱いに関する承諾を得たものとする。
 - ウ 個人情報等の掲載または公開等に関しては、佐賀県高等学校体育連盟定時制通信制専門部事務局に問い合わせる。
17. そ の 他
- (1) この要項に定めのないものについては、別に「大会申し合わせ事項」を定めて処理するものとする。
 - (2) 生徒の輸送、応援等の指導については、各学校で計画し、事故防止に万全を期すこと。
 - (3) 出場選手の試合中の傷害は、日本スポーツ振興センターの規則に基づき各学校で処理するものとする。